

昭和十八年八月二十三日

内務省警保局 警務課長

國府縣警察部長殿
警視廳警務部長殿

拜啓 陳者茲に南方占領地海軍軍政警察關係要員として警視廳、大
阪、神奈川、兵庫、奈良、三重、静岡、長野、秋田、佐賀、沖縄、
北海道（貴）國府縣より御推薦相煩候軍政要員中海軍司政官五氏、
海軍警部二十三氏には去る四月二十八日比島方面に於て戦死せられ
候趣今般海軍當局より内報に接し候迄に哀惜の至に堪へず茲に同氏
等の南方挺身の意氣を偲ぶと共に御遺族に對し敬申の意を表する次第

第に有之候申す迄もなく之等各氏は全内地警察の選士として御進出相成候ものに有之其の弔慰に付ては各府縣に於ても出来得る限りの方途を講ぜらるると共に左の諸點に付ては特に十分の御配意相煩度右御報旁々御依頼申上度如斯に御座候

敬具

記

一、元本屬縣に於ける弔慰に付ては事情の許す限り陸海軍現職應召者戦死の場合に準じ御取扱煩度きこと

二、他府縣への歸郷遺族に對し元本屬縣より戦死内避其の他の依頼を受けたる向に於ては自屬職員に關すると同様出来る限り徹速懇切なる取計ひに協力せられ度きこと

三、戦死公報送遺族以外に戦死の事實を漏洩せざる様注意せられ度きこと

四、戦死の状況其の他に付き警察官吏中に臆測乃至不用意の言動行はるることなき様注意せられ度きこと

五、軍政の振幅充實愈々急なる秋に當り本件に依り將來警察官吏の南方進出の志氣を沮喪せしむるが如きことなき様留意せられ度きこと